

# 那珂川町農業集落排水事業経営戦略

平成29年2月策定

那珂川町

## 策定趣旨

人口減少・施設の老朽化等、公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、計画的かつ合理的な経営を行うことによる収支の改善等を通じた経営基盤の強化が不可欠となっております。

那珂川町においては、下水道事業・農業集落排水事業毎に現状分析・将来予想を実施し、効率的かつ健全に運営するため、経営戦略を策定します。

なお、経営戦略は必要に応じ見直しを実施し、乖離がみられる場合は適合した内容として更新します。また、町ホームページで公開し、誰もが閲覧できるものとします。

那珂川町

平成 29 年 2 月

## 目次

1. 事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
2. 経営の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
3. 投資・財政計画（収支計画）について・・・・・・・・ P4
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項・・・・・・・・ P6
5. 投資・財政計画（収支計画）・・・・・・・・ P7

## 那珂川町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 那珂川町

---

事 業 名 : 農業集落排水事業

---

策 定 日 : 平成 29 年 2 月

---

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

---

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	北向田処理区 平成7年10月1日  三輪処理区 平成8年5月10日	法適(全部適用・ 一部適用) 非適の区分	法非適
処理区域内人口密度	1,538.78	流域下水道等 への接続有無	無
処 理 区 数	2処理区(北向田処理区・三輪処理区)		
処 理 場 数	2処理場(北向田水処理センター・三輪水処理センター)		
広域・共同・最適化 実施状況	平成27年度に生活排水処理構想の見直しを行い、集合処理・個別処理について、地域の実情に適した効率的な整備手法を選定しました。		

② 使用料

使用料体系の概要・考え方	使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じて算定した額に、消費税法の規定により算出した消費税の額と地方税法の規定により算出した地方消費税の額を加えた額とします。ただし、合計額に10円未満の端数が生じたときは、10円未満の端数を四捨五入し10円単位とします。		
条例上の使用料 (20 m <sup>3</sup> あたり)	平成25年度 2,700 円	実質的な使用料 (20 m <sup>3</sup> あたり)	平成25年度 2,900 円
	平成26年度 2,770 円		平成26年度 2,960 円
	平成27年度 2,770 円		平成27年度 3,000 円

③ 組織

事業運営組織	組織形態や職員数と業務量との整合性を図っていきます。また、各種計画に基づき運営を行うことで、効率化を図ります。
--------	---

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	北向田水処理センター・三輪水処理センター共に維持管理について、業務委託を行っています。
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	—
資産活用の状況	ア エネルギー利用	—
	イ 土地・施設等利用	—

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

面整備が完了しているため維持管理業務のみとなっていますが、両施設とも供用開始20年が経過するため、施設の老朽化が懸念されます。

今後は施設の長寿命化を図るため、機能診断及び最適整備構想に基づき、改築・更新等の対策を行っていきます。

## 2. 経営の基本方針

本町の生活排水は、公共下水道、農業集落排水などの集合処理と、浄化槽による個別処理によって処理されています。農業集落排水事業においては所有する2処理場とも供用開始20年を越えており老朽化が懸念されております。そのため、今後見込まれる改築・更新に係る費用を含め、効率的かつ健全に運営するため、本戦略を策定します。

#### 【基本方針】

##### ○施設の長寿命化

平成30年度より機能診断を実施し、最適整備構想を策定します。

最適整備構想に基づき、平成32年度より計画的な改築・更新を行い、投資の平準化を図ります。

##### ○水洗化率の上昇

人口減少等の問題により有収水量が少ないため、施設の維持管理費を料金収入で賄うことが困難な状況となっています。

水洗化率は高い水準で推移していますが、今後も水洗化率の増を目指し促進活動を実施していきます。

### 3. 投資・財政計画(収支計画)について

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

農業集落排水事業においては、面整備が完了しているため、維持管理費用への投資となります。また、施設の長寿命化対策として、国庫事業により平成30年度より機能診断を実施し、平成31年度に最適整備構想を策定する予定であるため、国補助金が増となっています。

最適整備構想を策定した後は、国庫事業により計画的な改築・更新を行うため、平成32年度より国補助金及び地方債が増となっています。

② 収支計画のうち財源についての説明

料金収入で支出を賄うことが困難であるため、他会計繰入金によって不足分を補っている状況となっております。

農業集落排水事業においては、面整備が完了しているため、今後は維持管理費用等に充てられている基準外繰入金の削減を図ります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

両施設とも、供用開始後20年が経過しており、今後は維持管理費用の増額が見込まれております。そのため、平成30年度から実施予定の機能診断及び最適整備構想策定により、効果的な改築・更新を実施します。

なお、収益的収支及び資本的収支につきましては、平成27年度までの決算及び平成28年度の予算を元に今後の見込みを考慮し算定しております。

【収益的収支について】

他会計繰入金及び営業外費用については、地方債償還完了に伴い徐々に減額の見通しとなっております。

【資本的収支について】

平成30年から機能診断実施、最適整備構想策定を予定しているため、国庫補助金が増となっています。また、最適整備構想策定後は計画に基づき改築・更新を行う予定であることから、平成32年度から国庫補助金及び地方債が増となっております。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	平成27年度に策定した生活排水処理構想に基づき、最適な手法により整備を行います。 広域化・共同化については、事業規模が小さいため、現行の体制を継続することが望ましいと判断しています。
投資の平準化に関する事項	最適整備構想による計画的な施設の改築・更新を行い、投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	両処理場とも、維持管理業者との連携を密接にし、計画的な運営に努めます。
その他の取組	平成30年度より機能診断実施・最適整備構想策定を予定しています。 最適整備構想策定後は、構想に沿って計画的な改築・更新を行います。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	有収水量が少ないため、施設の維持管理費を料金収入で賄うことが困難な状況となっていますが、加入促進活動を実施することで水洗化人口の増を見込み、使用料については現状維持とします。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	—



③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、 指定管理者制度、PPP/PFIなど)	事業規模が小さいことから、現体制を維持し、計画的な運営を行います。
動力費に関する事項	動力費等の維持管理費は、汚水処理には欠かせないものであるため、有収水量の増減に囚われず、適正な執行に努めます。
修繕費に関する事項	策定予定の最適整備構想により計画的な改築・更新を行い、修繕費の減を図ります。
委託費に関する事項	入札により競争性を高め、費用を抑えます。
その他の取組	—

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	必要に応じ見直しを実施し、乖離が見られる場合は、適合した内容として更新します。 また、更新の際は更新計画についても公開致します。
-------------------------	---

様式第2号(法非適用企業)  
投資・財政計画(収支計画)

(農業集落排水事業)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
		(決算)	(決算)											
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	45,419	48,047	48,326	47,992	48,163	48,236	48,259	47,527	45,410	43,179	37,652	37,428	
		(1) 営 業 収 益 (B)	12,162	12,442	13,050	12,906	12,906	12,980	13,128	13,128	13,128	13,128	13,128	13,128
		ア 料 金 収 入	12,157	12,439	12,498	12,354	12,354	12,428	12,576	12,576	12,576	12,576	12,576	12,576
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	5	3	552	552	552	552	552	552	552	552	552	552
		(2) 営 業 外 収 益	33,257	35,605	35,276	35,086	35,257	35,256	35,131	34,399	32,282	30,051	24,524	24,300
		ア 他 会 計 繰 入 金	33,149	35,202	35,175	34,984	35,155	35,154	35,029	34,297	32,180	29,949	24,422	24,198
	イ そ の 他	108	403	101	102	102	102	102	102	102	102	102	102	
	2 総 費 用 (D)	26,586	23,815	32,501	26,775	26,205	25,721	25,368	24,740	24,093	23,462	22,968	22,639	
		(1) 営 業 費 用	19,580	17,326	26,546	20,872	20,872	20,976	21,231	21,131	21,031	20,931	20,831	20,731
		ア 職 員 給 与 費												
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	19,580	17,326	26,546	20,872	20,872	20,976	21,231	21,131	21,031	20,931	20,831	20,731
		(2) 営 業 外 費 用	7,006	6,489	5,955	5,903	5,333	4,745	4,137	3,609	3,062	2,531	2,137	1,908
ア 支 払 利 息		7,006	6,489	5,955	5,403	4,833	4,245	3,637	3,109	2,562	2,031	1,637	1,408	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他				500	500	500	500	500	500	500	500	500		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	18,833	24,232	15,825	21,217	21,958	22,515	22,891	22,787	21,317	19,717	14,684	14,789		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	620	647	674	702	4,732	4,763	20,795	20,828	20,863	20,000	20,000	20,000	
		(1) 地 方 債							10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	620	647	674	702	732	763	795	828	863			
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金					4,000	4,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	20,316	20,834	21,369	21,919	26,690	27,278	43,686	43,615	42,180	39,717	34,684	34,789	
		(1) 建 設 改 良 費					4,200	4,200	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	20,316	20,834	21,369	21,919	22,490	23,078	23,686	23,615	22,180	19,717	14,684	14,789
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 19,696	△ 20,187	△ 20,695	△ 21,217	△ 21,958	△ 22,515	△ 22,891	△ 22,787	△ 21,317	△ 19,717	△ 14,684	△ 14,789		

様式第2号(法非適用企業)  
投資・財政計画(収支計画)

(農業集落排水事業)

(単位:千円, %)

区 分	年 度		前々年度	前年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
	(E)+(I)	(J)	(決算)	(決算)										
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	△ 863	4,045	△ 4,870									
積 立 金		(K)												
前年度からの繰越金		(L)	1,688	825	4,870									
前年度繰上充用金		(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	825	4,870										
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)												
実 質 収 支														
(N)-(O)			825	4,870										
黒 字		(P)												
赤 字		(Q)												
赤 字 比 率														
( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )														
収 益 的 収 支 比 率			96.8	107.6	89.7	98.6	98.9	98.8	98.4	98.3	98.1	100.0	100.0	100.0
( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )														
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額		(R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C)	(S)	12,162	12,442	13,050	12,906	12,906	12,980	13,128	13,128	13,128	13,128	13,128	13,128
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率														
((R)/(S)×100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額		(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額		(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模		(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率														
((T)/(V)×100)														
他 会 計 借 入 金 残 高		(W)												
地 方 債 残 高		(X)	261,221	240,387	219,018	197,099	174,609	151,531	137,845	124,230	112,050	102,333	97,649	92,860

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		前々年度	前年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
	(決算)	(決算)												
収 益 的 収 支 分			33,149	35,202	35,175	34,984	35,155	35,154	35,029	34,297	32,180	29,949	24,422	24,198
うち基準内繰入金			26,702	26,676	26,650	26,620	26,591	26,560	26,528	25,896	23,879	21,748	16,321	16,197
うち基準外繰入金			6,447	8,526	8,525	8,364	8,564	8,594	8,501	8,401	8,301	8,201	8,101	8,001
資 本 的 収 支 分			620	647	674	702	732	763	795	828	863			
うち基準内繰入金			620	647	674	702	732	763	795	828	863			
うち基準外繰入金														
合 計			33,769	35,849	35,849	35,686	35,887	35,917	35,824	35,125	33,043	29,949	24,422	24,198